登録研修機関業務規程（第三号研修用見本）

１　目的

　　この規程は、長野県喀痰吸引等研修実施要綱に基づき、（登録研修機関名）が行う喀痰吸引等研修（第三号研修）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

２　研修機関の名称及び所在地等

|  |  |
| --- | --- |
| 研修機関の名称 |  |
| 研修機関法人名 |  |
| 研修機関所在地 |  |
| 研修機関連絡先 |  |

３　研修課程

（登録研修機関名）が行う研修は、次のとおりとする。

　　第三号研修

４　受講対象者及び定員

　(1) 受講対象者

*（ホームヘルプ等の場合の例）*

　　　受講対象者は、下記の疾患等において治療を行っている者（予定も含む）に対し、在宅生活に必要な特定行為（喀痰吸引又は経管栄養）を行おうとする介護職員等であって、喀痰吸引等の特定行為を必要とする者から研修について同意を得ている者を対象とする。

*（障害者支援施設の例）*

筋萎縮性側索硬化症（ALS）又はこれに類似する神経・筋疾患、筋ジストロフィー、

高位頸髄損傷、遷延性意識障害、重症心身障害　等

受講対象者は、（○○施設）の利用する者に対し、必要な特定行為（喀痰吸引又は経管栄養）を行おうとする（○○施設）の職員であって、喀痰吸引等の特定行為を必要とする者から研修について同意を得ている者を対象とする。

(2) 定員

　　　１回の定員は、○人までとし、当該対象者（患者）の申し出等により、随時実施するものとする。

５　実施期間

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 募集期間 | 研修実施機関 | | |
| 講義 | 演習 | 実地 |
| 随時 | １週間 | １～３日 | １～２ヶ月 |

６　実施場所

　(1) 講義及び筆記試験

　　　講義は、原則として（会場名）で行うものとする。

(2) シミュレーター演習

　　演習は、原則として（会場名）で行うものとする。

　(3) 現場演習及び実地研修

*（ホームヘルプ等の場合の例）*

　実地研修は、当該対象者の自宅等の介護を行う場所において、当該利用者の使用している用具等を用いて実施するものとする。

指導及び評価は、原則として（登録研修機関名）の実地研修指導講師が行うものとする。

*（障害者支援施設の例）*

実地研修は、（○○施設）で、当該利用者の使用している用具等を用いて実施するものとし、指導及び評価は、（○○施設）の実地研修指導講師の資格を有する看護師が行うものとする。

７　実施方法

(1) 講義

講義は、原則として○日間とし、あらかじめ定めたカリキュラムに沿ったもので行う。

　(2) 筆記試験

筆記試験の実施は、講義修了後の翌日から○日以内に実施するものとし、試験日○日前までに、受講者に試験日を通知する。

なお、筆記試験の内容は、客観式問題（四肢択一）とし、出題数20問、試験時間40分とする。

(3) シミュレーター演習

シミュレーター演習は、講義修了後に引き続き実施し、１グループ○人以内とし、１グループに対し１人以上の演習指導講師を配置し、指導を行う。

(4) 現場演習

現場演習は、当該対象者の自宅又は障害者支援施設等の当該対象者が所在する施設等で、シミュレーター等を用いて、当該利用者の使用している用具等を用いて実施するものとする。

指導及び評価は、原則として（登録研修機関名）の演習指導講師が実施するものとする。

(5) 実地研修

実地研修は、６の(3)に規程する施設等において実施するものとし、指導及び評価は、原則として（登録研修機関名）の実地研修指導講師が実施するものとし、その研修の実施にあたる体制整備及び研修の修了の確認は、（登録研修機関名）が行うものとする。

(6) 使用テキスト等

講義、演習に使用するテキストは、「12研修委員会の設置」に定める研修委員会で決定したものを使用する。

８　受講料

　(1) 受講料金

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 料金 |
| 基本研修（講義及び演習） | 円（テキスト代含む） |
| 基本研修（筆記試験） | 円 |
| 基本研修（現場演習） | 当該対象者１人に対する１つの特定行為につき　　　円 |
| 実地研修 | 当該対象者１人に対する１つの特定行為につき　　　円 |
| 損害保険 | 円 |
| 補講 | 円（筆記試験の再受験料含む） |

　(2) 徴収方法及び返還に関する規定

ア　受講料は、受講決定後に所定の期日までに研修課程に係る所定の金額を（振り込むものとする。）(研修初日に持参し支払うものとする。)

イ　受講料の支払いを受けた場合は、受講者に対し領収書を交付するものとする。

ウ　支払いのあった受講料は、○年間有効とし、受講者は、○年間の間で全ての課程を修了しなければならない。

エ　上記アからウにおいて支払いを受けた受講料は、原則として返還しないものとする。

ただし、８(1)に記載する基本研修（講義及び演習）、基本研修（筆記試験）、基本研修（現場演習）、実地研修のそれぞれの区分において、やむを得ず研修を中断又は終了する場合は、研修途中の単元を除き、以降の単元に関する受講料は返還できるものとする。

(3) 受講料免除の規定

ア　既に認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている等により、「９(2)免除科目の確認方法」において免除が確認された場合は、研修受講料の一部を免除する。

イ　その他、（登録研修機関）の（代表者）が認める場合は、受講料の一部を免除することができる。

９　受講資格の確認及び受講手続き

(1) 受講資格の確認

　　　提出された受講申込書に基づき、書面もしくは聞き取りにより受講資格の確認を行うものとする。

(2) 受講決定の方法等

ア　受講の決定の際には、喀痰吸引等が必要な患者の疾患及び喀痰吸引等の実施に関する意向及びその患者の主治の医師の指示等を確認し、受講を決定する。

イ　受講の可否については、本人あてにその結果を書面で通知するものとする。

ウ　受講申込の際に申告した書類に虚偽の記載があった場合には、受講の決定を取り消す。

(3) 免除科目の確認方法

ア　免除科目

免除課目は、｢社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）｣(平成23年11月11日社援発1111第1号社会・援護局長通知)２の（4）に基づき行う。

イ　免除科目の申請方法

　　　受講申込書の提出の際に、申出書により申請をする。

ウ　免除科目の確認方法

　　　　　イの申出書とともに、認定特定行為業務従事者認定証の写し及び研修修了証又は受講証明証の写しを提出させることにより、確認を行うものとする。

10　講義、演習及び実地研修の修了評価方法

(1) 基本研修（講義）の修了評価方法

所定のカリキュラムの全て受講した者が筆記試験を受験できるものとし、研修委員会で策定した筆記試験の総正解率が９割以上のものを合格とする。

(2) 基本研修（現場演習）の修了評価方法

長野県喀痰吸引等研修実施要綱に基づき、演習指導者による評価を実施し、習得すべき知識及び技能を修得したと判断できれば修了認定を行うものとする。

(3) 実地研修の修了評価方法

長野県喀痰吸引等研修実施要綱に基づき、実地研修指導者による評価を実施し、（登録研修機関）が習得すべき知識及び技能を修得したと判断できれば修了認定を行うものとする。

(4) 遅刻、早退、欠席の取扱い

講義、演習に関し、遅刻、早退、欠席があった場合には、科目の修了は認めないものとする。

11　補講の実施方法

筆記試験を不合格となった者のうち、総正解率７割以上の者に対し、補講を行うこととする。

補講は、計１時間以上とし、研修講師又は研修委員会で検討した内容について講義を行うものとする。

補講の修了を認めた者に対し、筆記試験を再度実施する。

12　研修委員会の設置

(1) 委員構成

委員は、研修講師○名以上、（登録研修機関名）担当者１名、医師１名、看護師１名で構成するものとし、実地研修機関の職員、その他学識経験者等から必要に応じて選出するものとする。

(2) 開催時期

毎年度の第１回目の研修の募集通知をする○か月前に開催するものとし、その他検討が必要な事例が発生した場合に随時開催するものとする。

(3) 検討内容

　・毎年度の研修計画（研修実施日程、研修会場、実地研修機関、場所、定員、研修講師、研修教材等）

　・修得程度の審査方法（筆記試験、演習評価方法、実地研修評価方法）

　・実地研修における安全管理体制に関する事項

　・その他

13　実地研修の安全管理

(1) 安全管理体制の整備

実地研修機関の実地研修指導者、管理者等に対し、実地研修の実施方法に関する説明会の開催等により周知を図り、安全管理を徹底するものとする。

　　また、ヒヤリ・ハット事例を蓄積し、研修委員会において、安全管理体制について協議をし、講義・演習時に事例紹介等により注意喚起を行うものとする。

(2) 損害保険の加入

実地研修中の不慮の事故に対応するため、実地研修受講者全てが損害保険の加入をするものとする。

(3) 事故発生時の対応

ア　事故が発生した場合には、実地研修機関において、医師、看護師、その対象患者の家族及び市町村等に速やかに連絡し、必要な措置を講じる。

イ　実地研修機関から連絡を受けた（登録研修機関名）は、その状況を確認し、県に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

ウ　（登録研修機関名）は、実地研修の対象患者に対する研修実施における賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

エ　（登録研修機関名）は、事故が発生した場合の対応、再発の防止のための方策を検討し、受講者、研修講師、実地研修実施機関へ周知徹底する。

14　業務に関して知り得た秘密の保持

(1) 基本的事項

（登録研修機関名）は、個人情報の保護の重要性を認識し、研修の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うものとする。

(2) 目的外利用・提供の禁止

（登録研修機関名）は、県に研修実施状況等を報告する場合を除き、研修の実施に際して知り得た個人情報を目的以外のために利用し、又は第三者に提供しないものとする。

(3) 複写、複製の禁止

（登録研修機関名）は、受講生の承諾がある場合を除き、本受講生から研修のために渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製しないものとする。

(4) 秘密の保持

研修に携わる者は、研修実施に際して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならないものとし、また、業務を廃止した後又はその業務に従事しなくなった場合においても、同様の取扱いとする。

15　業務の実施に係る帳簿及び書類の保存期限

(1) 長期保存書類

喀痰吸引等登録研修機関の登録、更新、変更に係る申請書、届出書及び添付書類並びに修了者管理名簿は、事業廃止まで永久保存とする。

(2) ５年保存書類

前号に掲げるほか、業務に係る関係書類は、完結の日から５年間保存する。

(3) 廃棄等

関係書類の保存は、確実でかつ秘密が漏れることのない方法により行い、廃棄は、焼却その他の復元することができない方法により行う。

(4) 業務の廃止の場合

登録研修機関として廃止する場合は、修了者管理名簿を県に引き継ぐものとする。